

船舶事故等調査報告書

平成23年6月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第33号	
事故等種類	潜水者負傷	
発生日時	平成22年8月30日 09時00分ごろ	
発生場所	島根県隠岐の島町崎山岬南方沖 崎山岬灯台から真方位158°950m付近 (概位 北緯36°17.3′ 東経133°21.9′)	
事故等調査の経過	平成23年2月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 漁船 鍛丸、0.3トン 船舶番号、船舶所有者等 SN3-20562（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定潜水者	
死傷者等	負傷 1人（潜水者）	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、船長1人が乗り組み、崎山岬南方沖を手動操舵により約9.9ノットの対地速力で北西進中、平成22年8月30日09時00分ごろ、本船のプロペラが、息継ぎのために海面に浮上した素潜り漁の潜水者に接触した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期	
その他の事項	船長は、ふだんから事故発生場所付近を航行し、素潜り漁を行っているのを見たことがあった。 潜水者は、水深約7～8mの場所で素潜り漁を行っていた。 潜水者は、漁船を錨泊させ、無人とした同船の至近で素潜り漁を行っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、崎山岬南方沖を北西進中、船長が無人で錨泊中の漁船の至近で素潜り漁を行っている潜水者に気付かずに航行し、本船のプロペラが潜水者に接触して潜水者が負傷したものと考えられる。 船長は、潜水者が本事故発生場所付近で素潜り漁を行っていることを知っていた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が崎山岬南方沖を北西進中、船長が無人で錨泊中の漁船至近で素潜り漁を行っている潜水者に気付かずに航行したため、本船のプロペラが潜水者に接触したことにより発生したものと考えられる。	